



# 熊本県公報

号外 第74号  
令和5年(2023年)  
3月31日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 1
○熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 1
○熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 2
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 2
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 3
○熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 〃 ) 4
○公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(県政情報文書課) 4
○熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則	(労働雇用創生課) 4
○熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則	(農地・担い手支援課) 5
○熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 5
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	( 〃 ) 5
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則	(住宅課) 5

## 規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第17号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
第1条の2第2号中「(県央広域本部にあっては、広域本部税務部長)」及び「(県央広域本部にあっては、広域本部税務部副部長)」を削り、同条第4号中「県央広域本部税務部総務課、収税第一課」を「県央広域本部総務部収税第一課」に改める。

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第18号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和31年熊本県規則第59号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第1本庁の欄中「課長補佐」を「課長補佐 専門員」に改める。

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第19号

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則（昭和31年熊本県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第3号及び第4号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同条第1号中「許可に」を「許可（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第57条第1号に掲げる動物用生物学的製剤の使用に係るものを除く。）に」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則

熊本県宿舍管理規則（昭和44年熊本県規則第22号）の一部を次のように改正する。  
 第6条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
 第4条第2号エ中「並びに」を「及び」に、「第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により任用された再任用職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」と改め、同号オ中「（地方公務員法第28条の4第1項の規定により任用された再任用職員を除く。）」を削る。

別表第2教育長の項及び知事の所管に属する県内に所在する地方支出機関の長の項中「（地方公務員法第28条の4第1項の規定により任用された再任用職員を除く。）」を削る。

別表第4知事部局の項中「観光交流政策課」を「観光国際政策課」に改める。

	「県央広域本部総務部 総務調整課長	県央広域本部（県央広域本部総務部に限る。）
	県央広域本部振興部 振興課長	県央広域本部（県央広域本部振興部に限る。）
別表第5 県央広域本部の項中	県央広域本部税務部 総務課長	県央広域本部（県央広域本部税務部に限る。）
	県央広域本部農林部 総務課長	県央広域本部（県央広域本部農林部に限る。）
	県央広域本部土木部 総務課長	県央広域本部（県央広域本部土木部に限る。）

を 「 県央広域本部総務部  
総務課長 県央広域本部（県央広域本部宇城地域振興局、上益城地域振興局、熊本農政事務所及び熊本土木事務所を除く。） 」 に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）の社会保険料及び労働保険料に係る支出負担行為に関する改正後の熊本県会計規則第3条第1項並びに第4条第2号エ及びオの規定の適用については、同号エ中「及び地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律



ウ 法第15条の3第1項（法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させ、及び法第15条の3第2項（法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。  
 第1条第1項第24号に次のように加える。  
 ナ 法第44条の11第1項の規定により勧告し、同条第3項の規定により当該職員に検体を採取させ、及び同条第5項の規定により検体について検査を実施すること。  
 ニ 法第45条第1項の規定により勧告し、及び同条第2項の規定により当該職員に健康診断を行わせること。  
 ヌ 法第46条第1項の規定により勧告し、同条第2項及び第3項の規定により入院させ、並びに同条第4項の規定により入院の期間を延長すること。  
 ネ 法第47条の規定により患者を移送すること。  
 ノ 法第48条第1項の規定により退院させ、及び同条第4項の規定により確認すること。  
 ハ 法第50条の2第1項又は第2項の規定により報告を求め、又は必要な協力を求めること。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第1条第1項第24号ウ、ナ、ニ、ヌ、ノ及びハに掲げる事務に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第23号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年熊本県規則第6号の2）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第81条の3第1項」を「第81条の7第1項」に、「同条第2項又は」を「同条第2項の規定により延長された期限又は」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第25号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則（平成8年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学科	収容定員	入学定員
精密機械技術科	40人	20人
機械システム技術科	40人	20人

電子情報技術科	40人	20人
情報システム技術科	40人	20人
半導体技術科	40人	20人

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年度における改正後の第2条第1項に規定する収容定員は、同項の規定にかかわらず、精密機械技術科、機械システム技術科、電子情報技術科及び情報システム技術科にあっては45人、半導体技術科にあっては20人とする。

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第26号**

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立農業大学校規則（昭和58年熊本県規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「大学校の」を「知事は、大学校の」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第3項中「農林水産部長」を「農林水産部生産経営局長」に改める。

第23条第1項中「（研究科の学生を除く。）」を削り、「入寮しなければならない」を「入寮しようとするときは、校長の許可を受けなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第27号**

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築士法施行細則（昭和26年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、上半身」を削る。

第13条の2第1項第3号中「上半身を」を削る。

別記第1号様式、別記第1号の2様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「、上半身」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際現に提出されている改正前の熊本県建築士法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県建築士法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第28号**

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則（昭和54年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、法第58条第2項」を加え、「第68条第1項第2号及び」を「第68条第1項第2号又は」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第29号**

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則

熊本県営住宅管理規則（平成9年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。

